

○西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成16年3月2日告示第26号

改正

平成18年3月31日告示第41号

平成20年3月13日告示第32号

平成21年3月31日告示第43号

西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が作成する印刷物、市のホームページ、市が管理する施設等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告の基準は、広告媒体ごとにその都度市長が定める。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 市長は、印刷物の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して広告掲載料を決定するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、次に掲げる内容を広報誌等に掲載して行う。

- (1) 広告を掲載しようとする広告媒体の種類及び枠数又は作成枠数
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告の掲載期間又は印刷物の使用見込み期間
- (4) 広告の掲載申込み期間
- (5) 広告の掲載料及び納付期限
- (6) その他広告の掲載に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第1号及び第2号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、第3条第3号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

4 広告掲載の募集に関して必要な事務は、広告媒体を所管する課等において行うこととする。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告案及び納税証明書を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、あらかじめ広報委員会に付議し、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は前条の規定による申込みをした者（以下「申込者」という。）に修正を求め、広告掲載の可否を決定する。

2 同一広告掲載位置に二つ以上の同順位の申込みがある場合は、抽選とする。

3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記第2号様式）又は広告掲載非決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

4 広告掲載決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告物を市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただ

し、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告物を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第41号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月13日告示第32号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第43号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第7条関係)

第2号様式 (第8条関係)

第3号様式 (第8条関係)

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

西之表市長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称） 印
電話番号
担当者氏名

広 告 掲 載 申 込 書

西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、広告案及び納税証明書を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、貴市が市税等の納付状況調査を行うことに同意します。

記

1 広告掲載の場所

- 広報紙 () 枠
- ポスター () 枠
- 封筒 () 枚
- 圧着はがき () 枚
- 公用車 (マイクロバス その他) 枠
- ホームページ 枠
- その他 ()

2 広告内容

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

西之表市長

印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 広告掲載の場所及び方法

2 広告内容

3 広告掲載料 金 円

4 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所でお支払いください。

5 その他

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

西之表市長

印

広告掲載非決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので通知します。

記

1 申し込まれた広告の内容

2 非掲載の理由